

高教組通信 No.2

2010年5月26日
兵庫高教組書記局

URL <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

教員免許更新制度 法律改正が行われるまで 現行制度が有効!!

教員免許更新制等の今後の在り方について、文部科学省としての現時点における方針は以下のとおりです。

1. 教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しに着手し、必要な調査・検討を開始する。(2010年度予算概算要求に所要の経費を計上)
2. 新たな教員免許制度の内容及び移行方針を具体化する中で、現在の教員免許更新制の在り方についても結論を得る。(この検討は、拙速を避ける)
3. 法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効。(山間地離島へき地等の学校の教員、少数教科科目を担当する教員、障害のある教員などを対象とする講習を大学が開設するための経費を国が補助するため、所要の経費を計上している)

「教員免許制度を抜本的に見直す」という民主党のマニフェストから、すぐにでも廃止されるかのように言われている動きもありますが、現時点では、今後のことも当面のこともまったく不透明としか言いようがありません。

この間の「普天間基地問題」の経過を見ても、民主党政権に「よい公約」を守らせるには、私たちの声と運動が必要です。そしてこの問題に関しても、参議院選挙の結果が、「逆行か前進か」の分岐点になるのは間違いありません。

県教委の責任で不透明な現状に対処せよ - 高教組が要求書を提出 -

高教組は「教員免許更新制即時廃止」を要求しています。しかしながら、現時点での文部科学省の方針をみれば、今年度の免許更新対象者は受講せざるを得ないと考えています。「一人の退職者も出さない」ために、県教委が責任をもって対処するように要求しています。

兵高教組総発 24号
2010年5月21日

兵庫県教育長
大西 孝 様

兵庫県高等学校教職員組合
中央執行委員長 津川知久

教員免許更新に関する要請書

兵庫の教育の発展にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、教員免許更新制に関しては、政府は将来の制度の廃止を表明しているものの、今年度については引き続き更新制度を継続することになっており、いつ廃止されるのか、受講していないとどうなるのかなど、不透明極まりない状況です。今年受講年に当たっている教員は、今年受講しておいた方がよいのか、あるいは来年まで待てば受けなくてよくなる可能性があるのかなど、どう動けばよいのか決めかねています。そんな中、「県内の開校予定の大学は半減している」と情報伝達した校長もいます。正確な情報を早く伝え、その上で受講者への便宜を最大限図ることが必要であり、それをするのは貴委員会の責任です。

つきましては、下記の事項を要請しますので、誠意をもって応えていただきますようお願いいたします。

記

1. 国に対して、「教員免許更新制度の即時廃止」を求めること。
2. 現職教員の免許更新実務に関する責任は県教委にあることを明確にすること。
3. 現職教員の免許更新対象者に対して正確な情報をいち早く伝えること。
4. 現職教員の免許更新対象者の受講決定状況を把握すること。
5. 受講未決定の対象者について、その理由を調査し、県教委の責任で適切な解決を図ること。
 - (1) 受講申し込みがうまくいかない対象者に対して援助すること。
 - (2) 受講希望の講座が不足する場合には、その講座の開講について責任を持つこと。
 - (3) 選択科目に関して、遠隔地である等の理由で希望する講座の受講が困難な場合は、近距離の大学において類する講座が開講されるようにすること
6. 県内のすべての大学について、県内の受講希望者を優先して受け入れるように要請すること。
7. 受講した者が「不合格」にならないように、大学関係者に申し入れること。
8. 受講にかかる次の費用を県費で負担すること。

受講費 旅費 宿泊費

以上

(県教委あて要求書 5月21日提出)